

令和 7 年度

川口市立里小学校

# いじめの防止等のための 基本的な方針

令和 7 年 4 月 1 日

## 目 次

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| はじめに                           | 1   |
| 第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | 1   |
| 1 里小学校のいじめの防止等の対策に関する基本理念      | 1   |
| 2 里小学校いじめ防止基本方針における「いじめ」の定義    | 2   |
| 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方           | 2   |
| 第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項     | 2   |
| 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策         | 2   |
| (1) 里小学校いじめ防止基本方針の策定           | 2   |
| (2) いじめ対応教員の任命                 | 3   |
| (3) 本校におけるいじめ防止等の対策のための組織      | 4   |
| (4) 本校におけるいじめ防止等の関する措置         | 5   |
| 2 重大事態への対処                     | 1 0 |
| (1) 重大事態への対処の流れ                | 1 0 |
| (2) 本校による調査                    | 1 1 |
| 資料 いじめ防止のための年間計画               |     |

## はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢や希望を持って、すこやかに成長することが我々里小学校教職員の願いである。しかし、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。さらには、時として、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれもあるものである。このようないじめの問題から一人でも多くの児童を救うためには、我々教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にもどの学級にも起こりうる」との認識を持ち、それぞれの責任を自覚し、役割を果たしていかなければならない。

川口市では、平成7年に教育局、さいたま人権擁護委員協議会川口部会、警察等が連携して「川口市いじめ問題対策協議会」（以下「対策協議会」という。）を設置し、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）についての協議が行われてきた。また、平成24・25年には、それぞれ「川口いじめ根絶宣言」を行い、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意の下、市民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組むことが宣言された。

このことを受け、本校では「川口市立里小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「里小学校いじめ防止基本方針」という。）を策定し、いじめ根絶を目指し様々な取り組みを行ってきた。児童一人ひとりが安心して過ごせる場作りとして学級が機能するよう、学習のルールの徹底や道徳、特別活動の時間を通して思いやりの心、人権意識の育成を図り、学期ごとに児童のいじめの実態を把握する「学校生活アンケート」の実施を行っている。また、保護者が安心して相談できるよう毎月教育相談日を決め、面談も行っている。いじめの兆候や不安を把握した場合は、学年主任を中心に迅速に対応し、必要に応じて徳力向上推進委員会、生徒指導部会のメンバーで特別対策チームを立ち上げ対応する準備をしている。

「里小学校いじめ防止基本方針」は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・川口市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定及び、川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年川口市条例第70号。以下「条例」という。）第6条に基づき、川口市いじめ防止等のための基本的な方針（令和2年6月改定。以下「川口市いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 里小学校のいじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止のために、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全ての児童が十分に理解し、一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という、認識を持たせる必要がある。また、いじめは全ての児童に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、総合的かつ効果的に推進しなければならない。このことから、いじめを防止するには、いじめを特定の児童や学級だけの問題とせず、広く学校全体や地域社会で真剣に取り組む必要があるとともに、関係諸機関と相互に連携を図り、一体となっていじめの防止等に取り組むことが必要である。本校では、この考え方にに基づき、全教職員がいじめに関する正しい知識と指導力をもち、組織をあげていじめの防止に取り組んでいくことを基本理念とする。

## 2 里小学校いじめ防止基本方針における「いじめ」の定義

里小学校いじめ防止基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校（本校）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットその他の電気通信技術を用いる方法により行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学級にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの観点から、学校・家庭・地域その他関係者が連携を図りながら取り組む必要がある。本校においては、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定め、家庭・地域と一体となって対策を推進することとする。

いじめの対応においては、担任や教職員がいじめの情報を確認した、その情報を一人で抱え込むことのないように、学年主任や生徒指導主任等を通じて管理職にまで情報をあげるなど、学校のいじめ防止対策組織で情報を共有し組織で対応する。いじめの情報を共有する際は、対応に一貫性を持たせるためにも、「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など、5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録し、推測や主観を交えず事実を正確に記録する。

また、いじめ被害を訴えた児童やその保護者に寄り添うことを大切にし、「この程度のことはいじめではない」、「友人間のトラブルである」と教職員が個人で判断することのないようにし、いじめ防止対策推進法および本校の「いじめ」の定義に則り、被害児童が苦痛を訴えているものをいじめ（疑い含む）として適切に認知する。その上で必要な事実確認や調査などを行い、調査後は、訴えのあったいじめについて、その行為が実際に事実として行われたのかどうか、どのような内容であったかということを、組織として正確に確認した上で、児童や保護者に伝える。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 里小学校いじめ防止基本方針の策定

##### 【法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

##### 【条例】

第11条 学校は、いじめの防止等を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) いじめの防止等を目的とする当該学校に在籍する子どもの自主的活動に対する支援
- (2) いじめの防止等のために行う他の学校との間における必要な情報の共有及び連携協力
- (3) 当該学校に在籍する子どもがいじめについて主体的に考え、行動するための力を育成する取組

本校は、国や埼玉県、川口市のいじめ防止基本方針並びに条例を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「里小学校いじめ防止基本方針」として策定する。里小学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容を定める。里小学校いじめ防止基本方針を定める意義は、次のとおりである。

- ・基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。更に、取組の実効性を高めるため、里小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。具体的には、以下のとおりとする。

- ア 毎学期ごとに生活アンケートを実施し、言葉によるいじめ、身体的ないじめの調査を行い、担任による早期発見、実態把握に努める。
- イ 毎月、教育相談日を定め、児童、保護者の不安を聞く機会を設け、保護者と連携して早期発見、迅速な対応に役立てる。
- ウ 徳力向上推進委員会、生徒指導部会で各学年の実態を全体で共有し、諸問題に対して学年、徳力向上推進委員会、生徒指導部会メンバーで対応に当たるようにする。

## (2) いじめ対応教員の任命

### 【条例】

第12条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を確立するため、次条に規定する事項を担当する教員（以下「いじめ対応教員」という。）を置く。

2 いじめ対応教員は、当該市立学校の校長が任命する。

校長は、当該学校におけるいじめの防止等に関する責任体制を明確にするために、年度当初より「いじめ対応教員」を任命する。いじめ対応教員は、校長の命を受け、以下の事項を担当する。

ア いじめに関する情報を教職員で共有するために必要な措置を講ずること。

イ 児童、保護者、子ども関連団体、市民等からのいじめ（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）に係る相談に応じ、校長の指導の下、助言その他の措置を速やかに行うための会合を開催すること。

ウ いじめの防止等のための措置を講ずるため、必要な場合には、いじめ対策委員会（法22条に基づく学校いじめ対策組織）を招集すること。

エ いじめの事実があると疑われる場合において、担任と連携し、いじめの事実の有無に関する調査をし、必要な措置を講ずること。

オ 子ども関連団体又は関係機関等に対し、いじめの防止等のために必要な措置及び協力依頼について管理職に提案すること。

カ 校長の指導の下、川口市いじめから子どもを守る委員会その他の機関と連携して、いじめに関する調査又は調整活動を行い、これらの機関に協力すること。なお本校は、いじめ対応教員に対し、いじめ対策委員会を招集し、主宰する権限を付与する等いじめ対応教員がいじめの防止等のための適切な対策を講ずることができるよう必要な支援をしなければならない。また、教職員は、いじめの事実を認めたとき（いじめの疑いがあると認める場合を含む。）は、いじめ対応教員に報告するとともに、いじめの防止等に関する対策に関しいじめ対応教員に協力するものとする。

## (3) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### 【法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、本校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織（以下、「いじめ対策委員会」という。）を置く。このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することを期待している。

いじめ対策委員会は、里小学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの実事確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。

いじめ対策委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、いじめ対応教員、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てることとする。個々の事案により、学級担任が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。いじめ対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

#### 【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

#### 【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【里小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 里小学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 里小学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 里小学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

また、いじめ対策委員会は、児童及び保護者に対して、その存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。また、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく。

### （４）本校におけるいじめの防止等に関する措置

#### 【条例】

第6条 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導の充実が、子どもの教員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間のより良い関係の構築につながるとの見地に立ち、必要な措置を実施するよう努めるものとする。

2 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、当該学校のいじめ対策委員会（法第22条に規

定する学校におけるいじめの防止等の対策のための組織をいう。以下同じ。)を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進するものとする。

3 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、平素から子どもの様子を細心の注意をもって観察するように努め、いじめの事実の発見に取り組むものとする。

4 学校及び学校長をはじめとする学校の教職員は、いじめの事実を知った場合には、当該学校がいじめ対策委員会を中心に、速やかに適切な対応を講じ、その内容を直ちに市に報告するものとする。

#### ア いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。その他、本校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

児童に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握され、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、本校は児童に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。また、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするため、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。また、いじめられている児童の

立場で指導・支援を行うためには、以下の点に留意する。

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、以下のような場合があることに十分留意する。

- ・教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

#### (イ) 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、以下のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

- ① 児童が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
  - ・児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・居場所をつくる。
  - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・基準を示す。（「…してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）
- ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
  - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 「ライフスキルかわぐち」の取り組み等を通して、児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

#### (ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、いじめ対応教員や学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。また、「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

(オ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童のいじめ未然防止に向けた『いじめ防止教室』を開催する。また、インターネット上のいじめに遭遇しないよう埼玉県警サイバー対策課『情報セキュリティ講演』等を活用し情報モラルの徹底を図る。さらに、児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施する。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

本校では、里小学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。アンケート調査や個人面談において、児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、本校では、児童からの相談に対しては必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。また、児童に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

(ア)「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」にある「いじめ発見のチェックシート」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、いじめ対応教員や生徒指導主任、学年主任に相談する。

(イ)「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」にある「いじめの早期発見」を参考に、いじめ

の早期発見に向けた校内体制を確立する。

- (ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」にある「いじめを認知した際の具体的対応」「いじめの早期発見」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

#### ウ いじめに対する措置

本校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対応教員、いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。本校教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、本校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、本校教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に よらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条のいじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、本校教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- (ア) いじめている児童への指導（「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

- (イ) いじめられている児童への支援（「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

- (ウ) 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

- (エ) 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

#### (オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

#### (カ) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。本校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、本校教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察する。

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態への対処の流れ

ア 「重大事態」の意味を本校教職員が理解しておく。

イ 本校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。

ウ 重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

エ 本校は、法第22条に基づく組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)

カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)

## (2) 本校による調査

### 【法】

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### ア 重大事態の発生と調査

#### (ア) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、高等学校や市立の小中学校等におけるいじめの事案で被害児童が学校を退学・転学した場合は、退学・転学に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

#### (イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は教育委員会へ、事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。

#### (エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。この組織の構成については、学校運営協議会委員、民生委員・主任児童委員、学校医、スクールカウンセラー、PTA等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、教育委員会と本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

##### ① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査

や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかに、被害を受けた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、本校がより積極的に指導・支援する、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

## ② いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

## （カ）自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、死亡した児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成27年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、川口市教育委員会又は本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、川口市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ⑤ 調査を行う組織については、学校運営協議会委員、民生委員・主任児童委員、学校医、スクールカウンセラー、PTA等、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）により構成し、当該調査の公平性・中立性を確保するよ

う努める。

- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 本校が調査を行う場合においては、川口市教育委員会からの情報の提供について必要な指導および支援を受ける。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、死亡した児童の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、「彩の国 生徒指導ハンドブック I' s 2019」の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

#### （キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がるおそれがあり、時に事実に基づかない風評等が流れる場合もある。川口市教育委員会又は本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を第一に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮する。

### イ 調査結果の提供及び報告

#### （ア）いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

##### 【法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

川口市教育委員会又は本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、川口市教育委員会又は本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、川口市教育委員会からの情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、川口市長に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて川口市長に送付する。